



# 第1回 司法書士の地方開業

～北海道網走郡女満別町～

矢筈原浩介 司法書士

text by Yanohara Kosuke

## 1. 地方開業をしようと決心したきっかけ

3年前、私は全国青年司法書士協議会(以下、「全青司」)が全国各地で取り組んでいた巡回無料法律相談に参加しました。いくつもの相談を受け、アドバイスをするたびに「ここに司法書士が常駐していれば…」と、巡回法律相談による司法過疎対策は限界であることを感じていました。そのような中、当時の全青司副会長に「誰か過疎地で開業する新人はいないか?」と聞かれたので、「僕、行きましようか」とあまり深く考えずに答えたのがそもそものきっかけだったのかもしれない(資料参照)。翌日には、この突然降って湧いた過疎地開業ネタが

全青司の間で話題になっており、真剣に検討せざるを得ない状況が出来上がっていました。

「僕、行きましようか」の失言?からわずか1カ月後のゴールデンウィークを利用して、北海道の道東地区を視察することになったのですが、総走行距離1,700kmというところからも分かるように、北海道の広さを改めて認識しました。この視察の際に立ち寄った女満別町で、後日無料法律相談と法律教室を開催することになりました。その後、どこで開業するかを検討した際、どうせ誰も知り合いがないのなら、この相談会で頂いた10数枚の名刺も頼りになるのではと、非常に安易な理由で女満別町を開業地に選定しました。

決心するまで表には出しませんでした。不安はありました。自分の中で整理ができたのは、高校時代の友人の転勤でした。一般の会社では、突然見ず知らずの町への転勤を命じられ、2週間後には実際に引っ越しが完了している。それと比べれば、自分の好きな町に行けるだけ幸せだと考えるようになりました。

この頃、司法書士の仲間、先輩などの間で、過疎地で開業することの是非論が

ささやかれ始め、それは私の耳にも入るようになっていました。「あいつの人生どうするんだ」とか「金銭的な保証はどうするんだ、食えなかったらどうするんだ」、「期間を設けるべきだ」とか。反響のすごさから、他人事のように思えてきました。最終的には、「食えても食えなくても報告する。おそらく過疎地対策を公言して開業した人はこれまでいなかった。本当に過疎地で司法書士に対するニーズがあるのか?金銭的支援が必要なのか?期間というが、僕は永住するつもりでいく。一定期間しかいないという者に対して身近な法律家なんて考えるはずもない。いずれにしても経験したものをすべて伝えよう。今後の過疎地対策に役に立つはずだ。」と決意し、女満別町で開業することを決めました。

## 2. 開業資金の準備

突然決まった独立開業のため、全青司でカンパを募って下さり、30万円ほど集まりました。この他には貯金100万円くらいはなくなり、今振り返ってみると、よくこんな資金で開業したものだと思ふこと

### 資料 オホーツク司法書士事務所開設までの軌跡

平成13年	
3/末	突然過疎地開業の話が持ち上がる
数日後	在籍していた事務所に過疎地独立開業の意思を打ち明ける
4/29～5/5	北海道道東地区調査
6/30	在籍していた事務所退所
7/21	女満別町無料法律相談・法律教室開催
7/末	女満別町での開業を決定
8/25～27	女満別町へ引越し
8/29	女満別町民となる
10/1	オホーツク司法書士事務所開設



ながら、感心しています。東京などの都市部で開業するのと違って、敷金などは一切なく、また、すでに一人暮らしでしたので、電化製品等もほぼ揃っており、購入したものとえばパソコンとプリンターぐらいでした。いつどれくらいの金銭が必要になるか分からなかったため、念のために父に100万円の借入れの約束だけはしていましたが、結局必要ありませんでした。

### 3. 事務所選び、事務所開き

事務所探しには苦労しました。6月末で当時勤務していた事務所を退所し、8月中には引っ越し予定であったにもかかわらず、1カ月前になっても事務所も自宅も決まっていませんでした。女満別町には、看板を掲げている不動産屋がありません。商店街で洋品店を営む社長が兼業で行っているだけでした。偶然、休憩で立ち寄った喫茶店の方の紹介の紹介で、築30年以上の古い民家を家賃1万5,000円で事務所として借りることになりました。仕事がどのくらいあるのか分からなかったので、できる限り経費を抑えるようにし、引っ越しも、業者には頼まず、自分でしました。8月末に女満別町に引っ越してから、あっという間に2カ月が過ぎ、無事10月1日の開業日を迎えることができました。

### 4. 営業方法

開業日初日、事務所に隣町(事務所

との距離は約20km)の某信用金庫の支店長と融資担当者が、当事務所を訪問してくれました。何と、抹消登記を2件も持ってです。こちらから出向いたわけでもないのに登記の仕事がくるとは、と衝撃を受けました。また、他の金融機関に挨拶に行くと、競売の申立書の作成の手続きを依頼されました。ありがたいことに開業当初から仕事がない日というのはほとんどありませんでした。また、翌年以降は、いわゆるあいさつ回りなど特にしていないにもかかわらず、仕事は増え、おそらく都市部での開業ではあり得ないほどの仕事量に達していると思います。しかも、報酬も都市部と変わらない金額を頂いております。

しかし、ただ何もしないでドンと構えて仕事の依頼が来るようになったのではなく、自ら地域に溶け込んでいったからではないかと思います。商工会や消防団、夏祭りなど地域の行事等には積極的に参加しました。これは決して仕事のためではなく、楽しそうだから参加した、というのが地元の人たちには伝わったのではないのでしょうか。多重債務の問題、会



社経営・再建の問題、離婚相談、交通事故、登記…、何でも嫌がらずにやっていると、瞬間に噂が広がり遠いところでは2時間以上かけて相談にやってくる方も多いです。また、プロボノ活動も積極的に行いました。無料電話相談や9市町村同時無料法律相談などの打ち合わせから開場手配までほぼ一人で準備を行いました。相談は事前予約制にしましたが、予約はすぐにいっぱいとなり、123件もの相談がありました。法律教室などの講演活動も毎月のようにしました。やみ金融の告発も行いました。こういった活動は、決して営業のために行っているものではありません。しかし、結果として地域の人たちに認知され、そして司法書士の業務も認知され、相談がくるようになるわけです。

現在、2名の事務員と私で3名体制で行っておりますが、まさに猫の手も借りたいといった忙しさです。

ここでいう「過疎地」とは、市町村単位で弁護士および司法書士がゼロの地域を指しています。

司法書士

矢筈原浩介(やのはら こうすけ)

2000年11月司法書士試験合格。同年12月岡村合同司法書士事務所入所。2001年8月司法書士登録。2002年月岡村合同司法書士事務所退所。同年10月北海道網走郡女満別町にて「オホーツク司法書士事務所」開設。2003年7月簡裁訴訟代理業務認定。現在、全国青年司法書士協議会プロボノ活動委員会委員長。日本司法書士会連合会中央研修所所員。